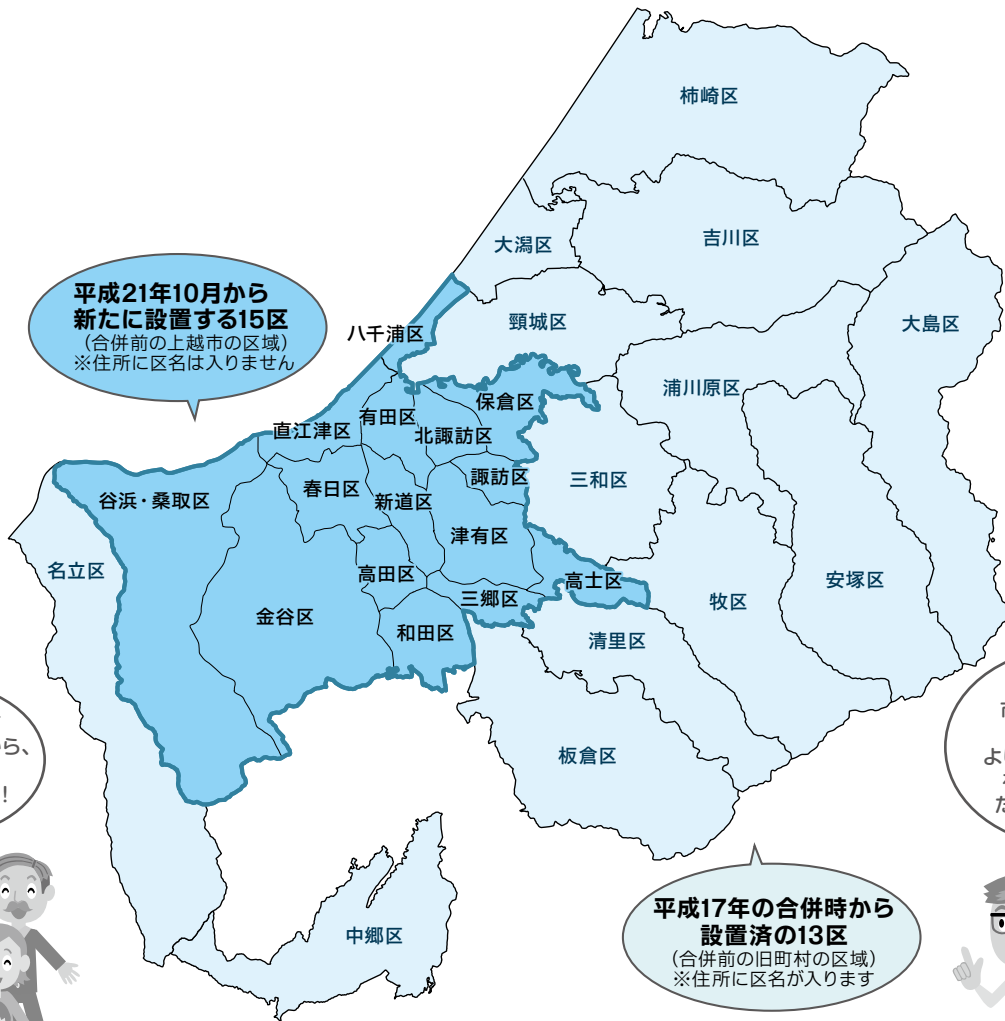


身近な地域から はじまる はじめる よりよいまちづくり

平成21年
10月1日

市の全域で地域自治区制度がスタート



平成21年10月から
新たに設置する15区
(合併前の上越市の区域)
※住所に区名は入りません

私たちが暮らす
まちのことだから、
私たちが考えて
いかなきゃね!



地域自治区は、
市民の皆さんの
声をいかして、
よりよいまちづくり
を実現していく
ための制度です。



平成17年の合併時から
設置済の13区
(合併前の旧町村の区域)
※住所に区名が入ります

1

上越市が目指す「まちづくりの姿」と これまで進めてきた「新たな仕組みづくり」

市では、これまで、市民の皆さんが自主的に支えあい、地域が自立していくことのできる「自主自立のまちづくり」や、市民の皆さんの意思が市政に反映される「市民本位の市政」を進めていくため、自治基本条例の制定や第5次総合計画の改定をはじめとして、パブリックコメント制度の条例化、市民投票制度の新設、市の全域への地域自治区制度の導入など、自治・まちづくりの新たな仕組みづくりを進めてきました。

上越市が目指す まちづくり の姿

自主自立の まちづくり

市民の皆さん同士、あるいは市民の皆さんと行政が協力しながら、自分たちの力と責任でまちづくりを進める上越市にしていきたい。

市政の進め方

市民本位の市政

まちづくりの主役である市民の皆さんが、誇りと愛着を持てるまちを自らの手で築いていけるように、市民の皆さんの意思をきちんと反映して市政を進めていきたい。

自治・まちづくりの よりどころとなる ルールと計画づくり

自治基本条例の制定

市の自治の基本的な理念やルールを定めた条例を制定しました。（平成20年4月1日施行）



第5次総合計画の改定

市の将来像や、それを実現するための政策を総合的・体系的にまとめた計画です。平成19年12月に改定しました。



自治・まちづくりを進める上で 大切にしていく 4つの原則

※自治基本条例で定める「自治の基本原則」より

1. 情報共有の原則

「市政に関する情報」をみんなで共有していくことが大切

2. 市民参画の原則

「市民の皆さんの声」がもっといされる市政にしていきたいことが大切

3. 協働の原則

いろんな担い手が、それぞれの持ち味をいかしながら、「協力」してまちの課題を解決していくことが大切

4. 多様性尊重の原則

まちづくりでは、「人」と「地域」の多様な「個性」をいかしていくことが大切

仕組みづくりが必要

これまで進めてきた 新たな仕組みづくり

重要な計画や条例などを
決定する前に、
市民の皆さんの意見を
反映する仕組み

<制度の性格>

情報共有
の仕組み

市民参画
の仕組み

パブリックコメント制度の条例化

(市民意見公募手続)

「パブリックコメント」は、市の基本的な計画や重要な条例等をつくる段階で、市長等がそれらの案の内容などを公表し、広く市民の皆さんから意見を募るとともに、寄せられた意見を尊重して意思決定を行い、意見に対する考え方を公表する手続です。

当市では、平成15年から要綱を定めてこの制度を運用してきましたが、**平成21年4月1日**からは、「上越市パブリックコメント条例」に基づいた、より確かな制度として運用しています。

市の大切な事について
市民の皆さんの意思を
投票で確認する仕組み

<制度の性格>

市民参画
の仕組み

市民投票制度の新設

「市民投票制度」は、自治基本条例に定められている制度で、市内で意見を二分するような市政の重要項目などについて、賛成又は反対の二者択一方式の投票によって市民の皆さんの意思を確認する新たな市民参画の仕組みです。

市民投票を実施するための手続などを定めた「上越市市民投票条例」は、**平成21年10月1日**から施行されます。

身近な地域の課題について
市民の皆さん自らが
話し合い、地域の意見を
まとめ、市政に反映
していく仕組み

<制度の性格>

情報共有
の仕組み

市民参画
の仕組み

協働
の仕組み

多様性尊重
の仕組み

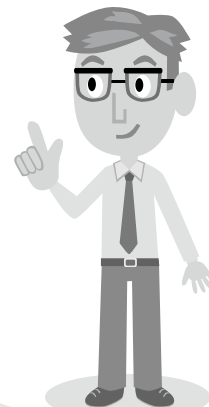
市の全域への地域自治区制度の導入

「地域自治区制度」は、市民の皆さんにとって身近な地域を単位として「地域自治区」を設け、それぞれの区に、住民の皆さん同士が話し合いを行い、地域の意見のとりまとめを行う「地域協議会」と、区域内の市政運営に関する事務を行う「事務所」を設置する制度です。

当市では、これまで、平成17年1月1日の市町村合併前の旧町村の区域ごとに13の地域自治区(13区)を設置していましたが、**平成21年10月1日**からは、合併前の上越市の区域にも15の地域自治区(15区)を置き、市の全域に28の地域自治区を設置します。

実践につながるための

地域自治区制度は、
上越市が目指す
「自主自立のまちづくり」や
「市民本位の市政」を進めて
いくための大切な仕組みです。



次のページからは、
地域自治区制度に
ついて紹介します。

2

地域自治区制度の目的と概要

市では、地域自治区制度をいかして、市民の皆さんが日頃の暮らしの中で感じている問題や、様々な地域事情をしっかりと把握しながら市政を進めていくとともに、市民の皆さんの手によるまちづくり活動をもっと進めやすくしていきたいと考えています。

地域自治区制度の目的

自主自立のまちづくりを進めていくための仕組み

地域自治区制度は、「自主自立のまちづくり」を進めていくため、市内のそれぞれの地域において、市民の皆さん同士、あるいは市民の皆さんと行政の連携・協力関係を築き、まちづくり活動を活発にしていくための仕組みです。

市民本位の市政を進めていくための仕組み

地域自治区制度は、「市民本位の市政」を進めていくため、多様な地域事情や市民の皆さんの意思をより一層市政に反映していくための仕組みです。

地域自治区制度のポイントと設置のメリット

制度の3つのポイント

1. 市民の皆さんにとって身近な地域を単位に「地域自治区」を設置します

2. 各区に地域協議会を設置します

3. 各区を担当する事務所を設置します

設置のメリット

もっと身近な地域に目を向け、愛着を持てるように

もっと様々な立場や考えの人たちが、身近な地域について話し合えるように

もっと市民ニーズや地域の実情に合った市政を進められるように

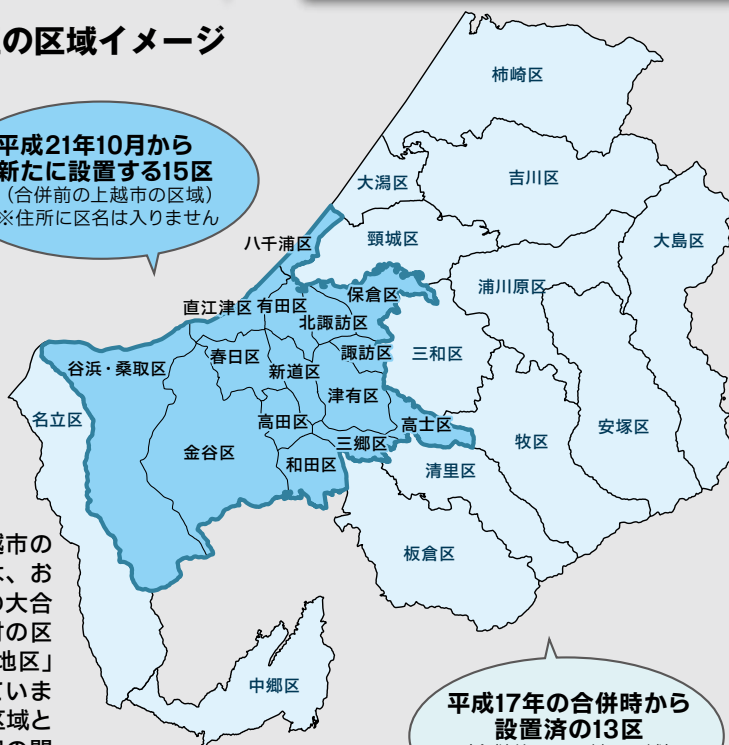
もっと身近な地域に関する情報を共有しやすくなるように

もっと地域で活躍している多様な担い手が連携しやすくなるように

もっと身近な地域を軸に総合的なまちづくりを進められるように

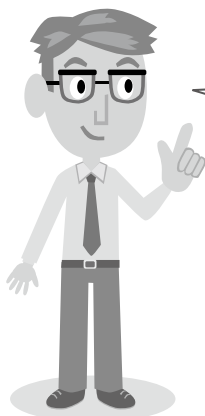
全28区の区域イメージ

平成21年10月から新たに設置する15区
(合併前の上越市の区域)
※住所に区名は入りません



※合併前の上越市の各区の区域は、おおね昭和の大合併前の市町村の区域と重なる「地区」を基本としています。(各区の区域と町内会の範囲の関係は裏表紙の表を参照)

平成17年の合併時から設置済の13区
(合併前の旧町村の区域)
※住所に区名が入ります



市では、地域自治区制度をいかして、より多くの市民の皆さんから、もっと身近な地域のことや市政に関心を持っていただけるようにしていきたいと考えています。

3

地域協議会ってどんな会議？

各区に設置される地域協議会は、様々な立場の市民の皆さん同士が、各区で課題となっていることなどについて、より良い解決策を導き出していくための話し合いを行い、地域としての意見をとりまとめ、市長に意見を伝えるための会議です。

地域協議会の役割など

どんなことを話し合うの？

地域協議会では、市長から意見を求められたそれぞれの地域の重要な案件のほか、市民の皆さんが日常生活の中で必要と感じているテーマについて自主的に話し合うことができます。

どんな時に開かれるの？

地域協議会は、会長が必要と認める場合や、各地域協議会で決めた数の委員からの請求があったときに開かれます。なお、13区の地域協議会では、おおむね月1回のペースで会議が行われています。開催時間は日中や夕方など、地域協議会ごとに決めています。

話し合ったことはどうなるの？

地域協議会で自主的にとりまとめた意見は、意見書の形で市長に提出し、その実現を求めることができます。

地域協議会は、市長が地域の声を聴くために設置する機関であり、市長はその意見を尊重します。ただし、意見の内容や市の財政状況などから、市政に反映できない場合もあります。

意見に対する市の考え方や対応方針は、おおむね1か月後に地域協議会に文書で回答します。

話し合いの内容を知りたいときは？

地域協議会の開催予定は事前に公表しており、会議はどなたでも傍聴できます。

また、地域協議会で話し合っていることや活動の様子は、各区の「地域協議会だより」でお知らせします。



地域協議会の議事録は、市役所本庁の市政情報コーナー、南・北出張所、各域自治区の事務所、教育プラザのほか、市のホームページで閲覧することができます。

13区では…

地域協議会の開催実績

地域協議会は、平成17年から平成21年3月末までに13区合計で612回開催されています。

この間に地域協議会に市長から諮問された案件は、区内の公共施設の設置や廃止、管理・運営に関する事など、合計で633件あります。

また、地域協議会が自主的に審議した案件は、それぞれの地域での身近な暮らしの課題から地域特性をいかしたまちづくりのあり方に至るまで、合計で143件あります。このうち、66件で意見書が提出され、その約8割が事業化などに結びついています。



地域協議会の会議の様子（三和区）

地域協議会で自主的に話し合われたテーマの例

身近な暮らしに関するテーマ

- 子育て支援センターの開設時間延長について（安塚区）
 - 自主防災組織の結成推進について（浦川原区）
 - 通学路の街灯設置について（大島区）
 - ごみ袋の改善について（柿崎区）
 - 三和区における歩道の整備について（三和区）
 - 名立駅の管理について（名立区）
- ほか

地域特性をいかしたまちづくりに関するテーマ

- 中郷区が目指す観光振興について（中郷区）
 - 光ヶ原高原観光の今後のあり方について（板倉区）
 - 越後田舎体験推進協議会への加入について（清里区）
- ほか

●は、市長に意見書が提出されたもの

地域協議会の委員について

委員の定数は？

各区の委員の定数は、右表のとおりです。28区合計で416人の市民の皆さんが、身近な地域でのまちづくりについて話し合いを行うこととなります。

どんな人が委員になれるの？

委員には、議員、公務員などを除きその区の中に住所がある25歳以上の人（市議会議員の候補者となることができる人）が応募することができます。

委員を選ぶ手続は？

委員を選ぶ際には、最初に公募を行います。応募者数が定数を超えたときは公職選挙法に準じた選任投票を行い、その結果を尊重して市長が委員を選任します（公募公選制）。一方、定数よりも応募者数が少なかった場合は、年代や性別など委員の構成に配慮して市長が選ぶこととなります。

委員の任期は？

委員の任期は4年で、再任は妨げません。今回の委員の任期は、13区・15区ともに平成24年4月28日までです。

委員の報酬や研修は？

委員の報酬は無報酬で、会議1回につき、交通費相当額1200円をお支払いします。

委員の研修は、市として全委員を対象にした研修会を行うほか、13区では各地域協議会が、各区の総合事務所などの協力を得て、自主的な現地視察や勉強会などを行っています。

各地域自治区の委員定数と事務所

地域自治区	委員の定数	人口	各地域自治区を担当する事務所	事務所を置く施設
平成21年10月から設置する15区 (合併前の上越市の区域)	高田区	20人	南部まちづくりセンター	女性サポートセンター (高田地区公民館隣)
	金谷区	18人		
	三郷区	12人		
	和田区	16人	中部まちづくりセンター	市役所本庁
	新道区	16人		
	春日区	18人		
	諏訪区	12人		
	津有区	16人		
	高士区	12人	北部まちづくりセンター	レインボーセンター (北出張所)
	直江津区	18人		
	有田区	18人		
	八千浦区	12人		
	保倉区	12人		
北諏訪区	12人	谷浜・桑取区	1,963人	
谷浜・桑取区	12人			
地域自治区を設置済の13区 (合併前の旧町村の区域)	安塚区	12人	安塚区総合事務所	
	浦川原区	12人	浦川原区総合事務所	
	大島区	12人	大島区総合事務所	
	牧区	14人	牧区総合事務所	
	柿崎区	18人	柿崎区総合事務所	
	大潟区	18人	大潟区総合事務所	
	頸城区	18人	頸城区総合事務所	
	吉川区	16人	吉川区総合事務所	
	中郷区	14人	中郷区総合事務所	
	板倉区	16人	板倉区総合事務所	
	清里区	12人	清里区総合事務所	
	三和区	16人	三和区総合事務所	
	名立区	14人	名立区総合事務所	
合計	416人			

※人口は平成21年3月31日現在住民基本台帳人口

13区 では…

地域協議会委員の活動の様子

どんな人が委員になっているの？

旧町村の議員経験者や町内会長、市民団体に活動中の人など、これまで市政やまちづくりに深くかかわってきた人だけでなく、会社員、自営業者など、様々な立場・経歴の方が委員となっています。なお、192人の委員のうち女性の割合は約2割です。



現場の状況を踏まえた審議を行うための現地視察（板倉区）



各区での運営上の工夫や課題を紹介しあう正副会長会議

より充実した審議を行うための取組の事例

委員の具体的な活動内容は？

13区の地域協議会では、より充実した審議を行うため、通常の会議のほか、右の事例のようにそれぞれ創意工夫しながら様々な取組を行っています。

- 円滑な運営のための事前打合せ
- 審議案件について認識を深めるための勉強会
- 地域住民の皆さんの生の声をお聴きするための聞き取り調査、懇談会、出張地域協議会
- 13区の正副会長が一堂に会して情報・意見交換を行う正副会長会議
- 共通の課題を持っている区の委員同士での交流会

4

地域自治区の事務所について

地域自治区の事務所は、地域協議会の運営サポートや、区域内の市政運営に関する事務を行います。13区では、各区に「総合事務所」を設置しています。合併前の上越市の区域に設置する15区では、複数の地域自治区を担当する「まちづくりセンター」を設置します。

13区では…

各区に「総合事務所」を設置しています

○総合事務所の業務内容

総合事務所では、戸籍謄本や抄本、住民票の写しの交付、要介護認定の申請受付など、担当する区域内の行政サービスに関する事務や、地域協議会に関する事務を行っています。

○総合事務所の職員配置

総合事務所には、「総務・地域振興」、「産業建設」、「市民生活・福祉」、「教育・文化」の4グループを置いています。

○総合事務所を置く施設

総合事務所は、旧町村の役場であった施設などに設置しています。なお、13区では、それらの施設を活用し、区内の皆さんの地域活動などに利用していただける「コミュニティプラザ」の整備を順次進めています。

15区では…

複数の区を担当する3つのまちづくりセンターを設置します

○まちづくりセンターの業務内容

平成21年10月に地域自治区の事務所となる「まちづくりセンター」を3か所設置します。各まちづくりセンターは、それぞれ4～6の区を担当（5ページの表を参照）し、地域協議会に関する事務や地域コミュニティ活動への支援を行います。その他の行政サービスは、これまでどおり市役所の各課等が行います。

○まちづくりセンターの職員配置

まちづくりセンターには、所長のほか、担当職員を配置します。これらの職員は、必要に応じて各地域自治区に出向きます。

○まちづくりセンターを置く施設

まちづくりセンターは、既存の公共施設に設置します（5ページの表を参照）。なお、各区の地域協議会の会議は、それぞれの区の中にある公共施設で開催する予定です。

13区 では…

地域協議会の新たな試み

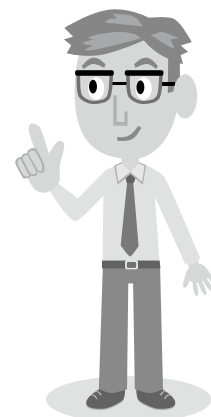
13区の地域協議会では、地域内でのまちづくり活動に取り組んでいる町内会や住民組織との連携を図るため、フォーラムの開催や、意見交換の実施などに取り組んでいます。



地域協議会、住民組織、町内会長連絡協議会、総合事務所の連携によるフォーラムの開催（浦川原区）

地域協議会で扱
つて欲しいこと
がありましてら
地域協議会委員
や地域協議会の
事務局（事務所）
までお寄せくだ
さい。

地域自治区の事務所は、
市民の皆さんの身近な地
域でのまちづくり活動を
応援していきます。



参考：合併前の上越市の区域に設置する地域自治区(15区)と町内会の範囲の関係

地域自治区	町内会の範囲
高田区	南本町1～3丁目、東城町1～3丁目、南城町1～4丁目、大手町、本城町、南新町、南高田町、本町1～7丁目、北本町1～4丁目、仲町1～6丁目、寺町1～3丁目、大町1～5丁目、西城町1～4丁目、北城町1～4丁目、東本町1～5丁目、幸町、栄町、新町、高土町1～2丁目
新道区	樋場、子安、子安新田、鴨島1～3丁目、稲田1～4丁目、下稲田、寺、大日、中田新田、上島、中々村新田、平岡、南田屋新田、北田屋新田、大道福田、富岡、藤野新田
金谷区	上門前、小滝、下馬場、朝日、黒田、灰塚、地頭方、青木、上中田、中通町、向橋、中田原、塩荷谷、上湯谷、大貫、金谷、神山、平山、飯、御殿山町、上昭和町、昭和町1～2丁目、滝寺、下正善寺、中正善寺、宇津尾、上綱子、中ノ俣、上正善寺
春日区	土橋、藤巻、木田新田、藤新田、木田、新光町、岩木、大学前、教育大山屋敷宿舎、教育大世帯寮、春日山町1～3丁目、大豆、春日野、谷愛宕、春日、中門前、宮野尾牛池
諏訪区	上真砂、杉野袋、北新保、南新保、高森、諏訪、東原、鶴町、北田中、米岡、米町
津有区	四ヶ所、西市野口、戸野目古新田、門田新田、戸野目、市野江、桐原、本道、荒屋、虫川、下野田、長面、上野田、四辻町、下池部、上池部、吉岡東市野口、剣、茨沢、藤塚、新保古新田、本新保、上雲寺、下新町、上新町、池、下富川、上富川、熊塚、野尻、稲、平成町
三郷区	下四ツ屋、西松野木、長者町、天野原新田、本長者原、今池、藪野、辰尾新田、東稲塚新田、下稲塚、桜町
和田区	東木島、西木島、島田上新田、島田、島田下新田、上箱井、中箱井、岡原、下箱井、五ヶ所新田、丸山新田、下新田、西田中、寺町、石沢、大和1～4丁目、大和5・6丁目、稲荷
高土区	稲谷、上曾根、下曾根、高和町、元屋敷、高津、飯田、妙油、森田、十二ノ木、北方、南方、大口、東京田
直江津区	西本町3丁目、西本町1・2丁目、西本町4丁目・御幸町、中央1丁目・あけぼの、中央1丁目・四ツ屋、中央1丁目・旭区、中央2丁目・横町、中央2丁目・本町、中央3丁目・荒川町、中央3丁目・天王町、中央4丁目・福永町、中央4丁目・沖見町、中央5丁目・塩浜町、中央5丁目・浜町、住吉町、港町1・2丁目、市之町、東雲町1・2丁目、栄町1・2丁目、石橋、石橋1・2丁目、新光町3丁目、五智1～6丁目、雇用促進、五智新町、虫生岩戸、国府1～4丁目、小丸山団地、加賀町
有田区	東小猿屋、中小猿屋、西小猿屋、三田、三田新田、三ツ橋新田、三ツ橋、福田、福田社宅、田園、佐内町、三ツ屋町、安江、安江1～2丁目、安江公営住宅、上源入、下源入、港南町、松村新田、下門前、塩屋新田、春日新田、春日新田5丁目、川原町、春日新田木町
八千浦区	黒井、日之出町、上荒浜、南荒浜、下荒浜、遊光寺浜、南原、夷浜、夷浜住宅団地、西ヶ窪浜
保倉区	下百々、駒林、小泉、長岡、長岡新田、上名柄、五野井、石川、上青野、中青野、下青野、上吉野、下吉野、上五貫野、下五貫野、下名柄、岡沢
北諏訪区	飯塚、中真砂、川端、東中島、若鷹、上千原、福橋下真砂、横曾根
谷浜・桑取区	西横山、小池、西山寺、下綱子、高住、中桑取、丹原、鍋ヶ浦、吉浦、茶屋ヶ原、有間川、長浜、西戸野花立、横畑、皆口、西谷内、北谷、土口、増沢、大淵、東吉尾、西吉尾

○地域自治区制度についてもっと詳しく知りたい方は…

地域自治区制度についての詳しい資料は、市のホームページでご覧いただけます。

○ご利用ください「出張説明会」

地域自治区制度に関心をお持ちの皆さん（町内会、団体、グループなど）のところへ市の担当者が伺い、説明をします。希望される方は、自治・地域振興課へご連絡ください。

「上越市の地域自治区制度の概要」パンフレット
平成21年5月発行

お問い合わせは…

上越市 企画・地域振興部 自治・地域振興課

〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号

電話 (025) 526-5111 (内線1449)

FAX (025) 526-8363

E-mail jichi-chiiki@city.joetsu.lg.jp

ホームページ <http://www.city.joetsu.niigata.jp>